

## 議事要旨(2) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

また、本日の委員会では、内閣府民間資金等活用事業推進室 村田参事官、小林参事官補佐、国土交通省航空局 前田専門官が参考人として出席された。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 会計処理の単位について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 基本的には事務局案で問題ないとするものの、個々の公共施設等から生み出される将来キャッシュ・フローの相互依存関係が常にあるのか懸念している。今後、将来キャッシュ・フローの相互依存関係のない公共施設等の組合せも生じ得るのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 公共施設等から生み出される将来キャッシュ・フローの相互依存関係は相対的なものとして捉えたうえで、事務局案を整理している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 運営権については法的に分割や併合ができなく、また、運営権の価値は運営事業全体で決まるため、事務局案の案 A「運営権対価を一括して会計処理する方法」を支持する。仮に将来キャッシュ・フローの相互依存関係がない場合であっても、減損会計においては単一のグルーピングで考えるべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 減損会計のグルーピングについては、案 A を採用した場合の追加論点として、別途検討する予定である。

### リース会計基準との関係の整理について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 運営権の設定はリース会計基準で定めているリース取引の定義を満たさないと考えるため、運営権の設定はリース会計基準の適用範囲に含まれないと整理する事務局案に賛成する。

### 更新投資の会計処理について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 既存の会計基準との整合性の観点から、更新投資に係る負債は資産除去債務に類似する性格の債務であることが考えられるため、資産除去債務に関する会計基準との整合性を考慮する必要があるのではないか。
  - 更新投資に要する支出額を合理的に見積ることは困難であると思われるものの、更新投資の実施時期についてはある程度合理的に見積ることができるのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 運営期間中の更新投資は運営権と一体として費用配分すべきであるとする。更新投資の支出時から償却した場合、運営権設定期間の後期に償却負担が大きくなるため、想定する経済的な実態に合致せず、業績評価の観点からも違和感がある。
  - 資産除去債務のように負債を計上する取引と負債を計上しない取引の境界線が明確ではなく、IFRS 第 16 号「リース」のように負債をより計上する傾向がある中で、資産除去債務に関する会計基準等との整合性を図るべきではないかと考える。超長期という理由だけで更新投資に係る負債を計上できないのか疑問である。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 案 A「運営権の設定時に、更新投資に係る負債を認識し、見合いの資産を認識する」及び案 B「運営権の設定時に、更新投資に係る負債を計上しない」とともに IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」と整合しない可能性があるため、IFRIC 第 12 号などの国際的な会計基準と整合するように検討いただきたい。
  - 更新投資に係る負債は、資産除去債務とは必ずしも類似する性格ではないと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 更新投資に係る資産及び負債の認識については、事業の公共性の観点から、更新投資は不可避の義務であることが明らかであるため、案 A「運営権の設定時に、更新投資に係る負債を認識し、見合いの資産を認識する」を支持する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 滑走路の更新投資を例示として考えた場合、不可避な義務であるイメージが強く、資産除去債務に類似するものと考えられる一方で、空港ビルの更新投資について見積り可能であるか疑問である。このため、見積り可能なものを負債として計上する IFRIC 第 12 号の取扱いを踏まえ、慎重に検討していただきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 企業は更新投資について合理的に見積った上で運営権に入札していることが想定

されるため、すべての状況において見積りが困難であるとは考え難い。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 他の基準との整合性及び精緻な見積りの可能性を踏まえて検討する必要があると考えるものの、現時点の理解では、更新投資に係る負債を計上するのに足る信頼性のある見積りは困難ではないかと考えている。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 更新投資については、不可避な義務であるから負債を計上すべきという考え方と、超長期であるため合理的な見積りが困難であるから負債を計上すべきではないという考え方の双方が考え得る。この点、具体的にどのような内容の更新投資が想定され、どの程度の見積りが可能であるかを共有した上で、さらに検討を進めていきたい。

以 上